

- (e) 枠組式型枠支保工には使用しないこと。ただし、交さ筋かいを足場の両構面に全層全スパンに取り付けた上、さらに枠組足場用手すり枠を使用する場合はこの限りでない。
- c 交さ筋かいを必要とするタイプの枠組足場用手すり枠を用いる場合は、足場の両構面には必ず交さ筋かいを取り付けること。
- d 枠組足場用手すり枠を墜落制止用器具の取付設備として用いる場合
 - (a) 枠組足場用手すり枠1枠につき1人の使用とすること。
 - (b) 墜落制止用器具のランヤードのフックは、枠組足場用手すり枠の手すり材にかけること。
 - (c) 枠組足場用手すり枠を設置した作業床と衝突のおそれのある床面または機械設備等との垂直距離が5m未満の場合は、墜落制止用器具を必要としない措置を講ずるか、墜落制止用器具の性能等を考慮し、落下阻止時の床面等との衝突について安全性を確認した上で使用すること。
- e 幅木部を有する枠組足場用手すり枠を用いる場合は以下による。
 - (a) 枠組足場用手すり枠の取付時の各部の隙間は下表に示すとおりとする。

| 水平部の有無 | 水平方向の隙間 | 垂直方向の隙間 | 脚柱と幅木部の本体との隙間 |
|--------|------------------------|------------------------|---------------|
| 無 | 1 cm以下 (床面と幅木部の本体との隙間) | 1 cm以下 (床面と幅木部の本体との隙間) | 3 cm以下 |
| 有 | — | 1 cm以下 (床面と水平部との隙間) | |

- (b) 足場の組立状態により生じた規定寸法を超える幅木部の隙間は、塞ぐ措置を講ずること。
- (c) 幅木部に乗らないこと。
- (d) 水平部を有する幅木部を用いる場合は水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ、水平部と床材等との重なり寸法を1cm以上保持すること。

幅木の認定基準の一部改正について

1. 適用

現行のまま

2. 種類

現行のまま

3. 材料等

現行のまま

4. 構造等

幅木は第1種及び第2種とも、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 取り付けたときの本体の高さが床から15cm以上であること。
- b 取付部が一体構造のもの及び専用の別部品のもの取付部は、使用中に容易に外れない構造であること。
- c 使用場所、取付箇所及び取付方法が限定されるものは、用途外に使用できない構造であること。
- d 第2種の幅木にあっては次によること。
 - (a) 水平部に足がかかっても著しいたわみが生ずるおそれが無い丈夫な構造のものであること。
 - (b) 水平部の幅は21cm以下とすること。
 - (c) 幅10cm以上の水平部はその表面に滑り止め加工の措置を施してあること。

- e 第1種にあっては床面と本体との隙間が水平方向、垂直方向ともに1 cm以下、第2種にあっては床面と水平部との垂直方向の隙間が1 cm以下であること。ただし、以下の部分については隙間を3 cm以下とすること。
- (a) 脚柱及び支柱（以下「脚柱等」という。）に取り付ける桁側幅木及び妻側幅木については脚柱等と本体との隙間。
- (b) 床付き布わく又は横架材（水平材）に取り付ける桁側幅木については、幅木と幅木の隙間。
- ~~(c) 妻側幅木と桁側幅木との隙間。~~
- f 本体に穴が開いていないこと。ただし、取付部や水平部を取り付ける等のために設けられた必要最小限の穴は除く。

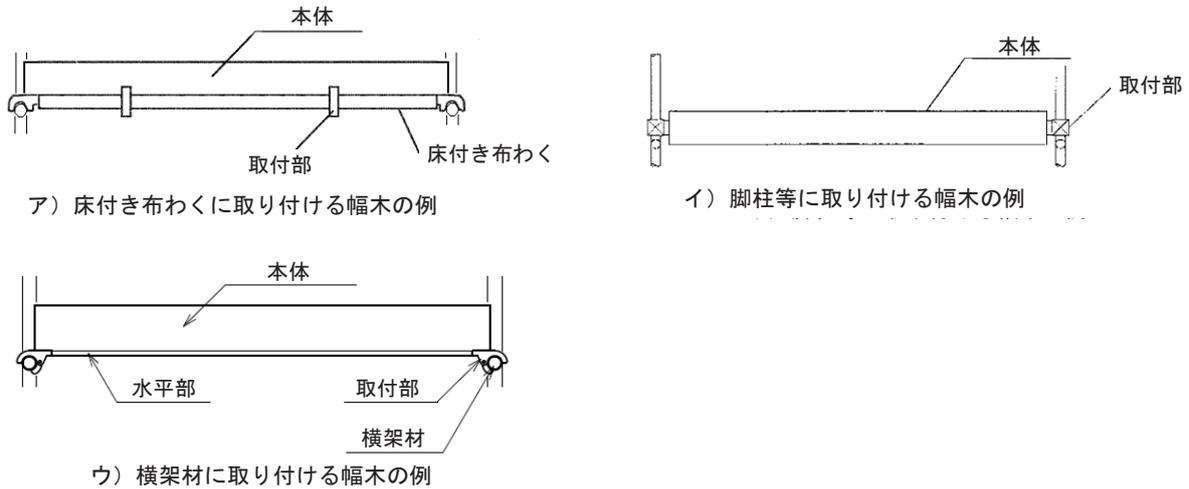


図-2 幅木の取付方法

【解説】

- (1) aの本体の高さは、図-3のように測定する。
- (2) cについては、くさび式足場専用、妻側専用、といったものがあり、誤って他の足場や他の場所に使用された場合に安全性を損なうものであってはならない。このため、専用のもは用途外に使用できない構造であることが望ましい。ただし、構造で担保し難いものは、誤使用を防ぐための使用条件等を見やすい個所に明示すること。
- (3) dの(b)水平部の幅とは、図-3に示す水平部分の水平距離をいう。

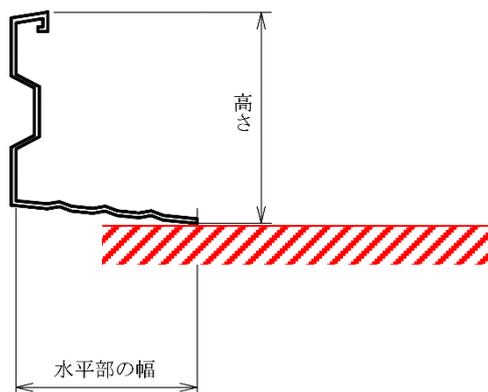


図-3 幅木本体の高さと水平部の幅（第2種の例）

- (4) eの床面と幅木との隙間1 cm以下については、使用時に幅木の本体に床付き布わくを密着して使用することによって1 cm以下とすることが可能なものであれば認めるものである。

(5) eの(a)の脚柱等に取り付ける幅木とは、幅木の端部に脚柱等に取り付けるための取付金具を有するものをいう。

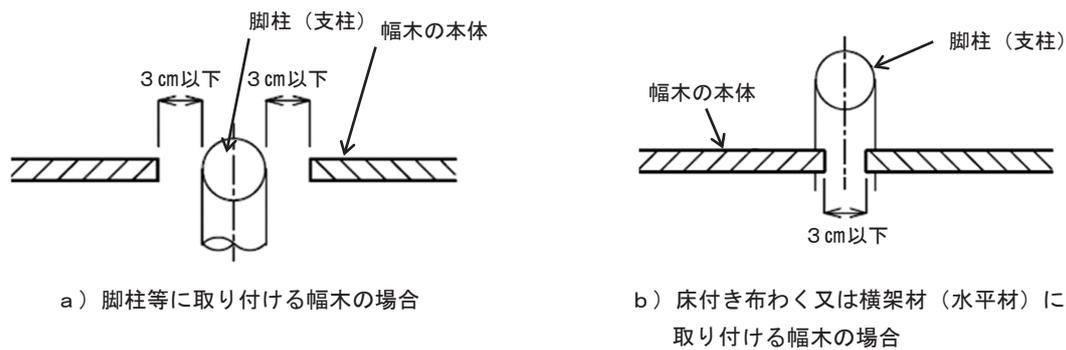


図-4 幅木の間隔

(6) eの3 cm以下については、足場部材又は他の幅木との干渉を防ぐ目的で幅木の両端部分に設けられた本体の一部を切欠いた切欠部分は寸法に含めない。

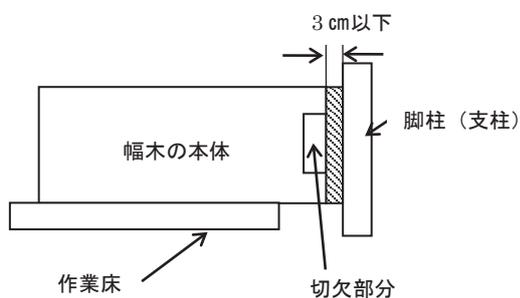


図-5 幅木の端部に切欠きがある場合の間隔

(7) fの取付部や水平部を取り付ける等の「等」には伸縮調節のための穴及び長穴並びに足場に取り付けるための穴を含む。

5. 工作等

現行のまま

6. 強度等

現行のまま

7. 表示

現行のまま

幅木の使用基準

1. 適用

この基準は、(一社)仮設工業会が認定する幅木について適用する。

2. 組立方法・使用方法等

各種足場において、幅木を使用する場合は、労働安全衛生規則等に定める足場に関する規定によるほか、次によるものとする。

a 幅木取付時の各部の隙間は次表に示すとおりとする。

| 幅木の種類 | 水平方向の隙間 | 垂直方向の隙間 | 脚柱と幅木の本体、 接続した幅木と幅木の隙間 |
|-------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 第1種 | 1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間) | 1 cm以下 (床面と幅木の本体との隙間) | 3 cm以下 |
| 第2種 | — | 1 cm以下 (床面と水平部との隙間) | |

b 妻側の幅木は、桁側の幅木の隙間を3 cm以下となるように取り付けること。

b c 足場の組立状態により生じた規定寸法を超える幅木の隙間は、塞ぐ措置を講ずること。

c d 幅木には材料等を立てかけたり、仮置き等をしないこと。

d e 幅木に乗らないこと。

e f 第2種の幅木を用いる場合は水平部を床材等に必ず乗せて使用し、かつ、水平部と床材等との重なり寸法を1 cm以上保持すること。

f g 長尺タイプの幅木は脱落を防止するため以下によること。

(a) 専用取付金具により交差する脚柱等に容易に動かないように堅固に取り付けること。

(b) 幅木の取り付けは脚柱等を跨って行い(図-1)、その継ぎ足しは脚柱等の中心からの突き出しを2 cm以上とし、幅木と幅木の重なり長さは4 cm以上確保すること。(図-2)

ただし、脚柱以外の箇所で継ぎ足す場合には、認定基準に示された強度等を確保すること。

g h 使用場所、取付箇所が限定された幅木は、その用途以外に使用しないこと。

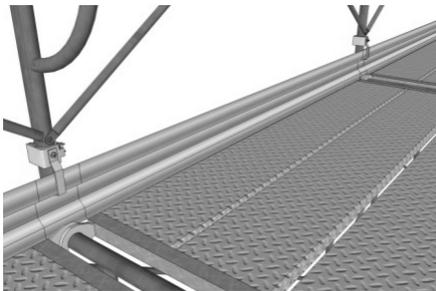


図-1 長尺幅木の取付図

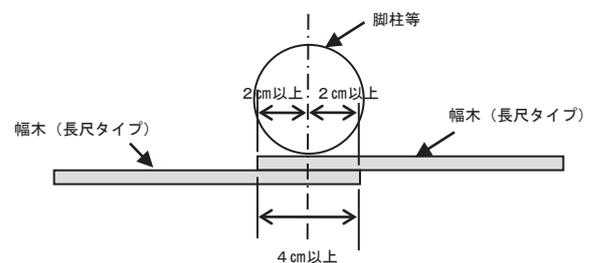


図-2 長尺幅木の重なり